

不動産業者・税理士の方、必見！

「家族信託活用」で、親世代だけでなく、  
次の世代（受託者）との関係構築ができます

## 競合と差別化を図るための 家族信託活用事例

家族信託は、不動産オーナー様が認知症になっても

資産の管理・処分を信頼できる親族に託し、引き継がせることができる制度です。

認知症による資産凍結・相続対策等将来を見据えた財産管理の新しい手段として、

不動産オーナー様・資産管理会社様から注目を集めています。

お客様のご希望・ご要望に合わせて

オーダーメイドで設計することができることに加え、  
次世代とのつながりも構築することもできます。

これから広がりを見せるこの家族信託を、

今から事業の一つとして取り入れることで、

提案力の向上、競合との大きな差別化にもつながります。

家族信託の基礎知識からこれまでの生前対策と比較し、

活用手法を事例とともに解説いたします！

### 家族信託はこんなお客様に活用できます！

- 例1 空き家・空き地の有効活用として、  
遊休地を複数所有している高齢者のオーナー様
- 例2 建替えを検討している高齢者の不動産オーナー様
- 例3 高齢の賃貸アパートのオーナー様が、  
将来的に管理や修繕・契約が難しくなりそうな方
- 例4 株主が経営者1名のため、認知症になると  
経営がストップしてしまう恐れがある方

### 講 師

司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所  
リーガルエステート  
岡 山 司

#### 講 師 歴

野村不動産アーバンネット株式会社  
旭化成ホームズ株式会社、  
積水ハウス株式会社、野村證券株式会社  
東健コーポレーション株式会社 など

#### 講師より一言

超高齢化社会へ向けての認知症対策。  
さらに資産家オーナーのスムーズな世代交代を  
信託制度の活用手法をしっかりと解説させていただきます。



日 時 9月4日(月) 19:00～20:00 (開場18:45～)

会 場 かながわ県民センター (1501会議室)

参 加 費 セミナー 5,000円 懇親会 4,000円

定 員  
**20名**

※懇親会費の金額は目安です。当日お支払いただきます。

お申し込み、詳細は裏面をご覧ください >>>

お申し込みは  
コチラへ

045-620-2241

下記の受講申込書にご記入の上、FAXをお送りください。

## 受講申込書

平成 年 月 日

ふりがな		ふりがな	
参加者名		事業所名 または 会社名	
E-mail		業種	
事業所 または 会社所在地	〒 -	ご連絡先	必ず連絡がつく先をご記入下さい。(携帯電話など)
		TEL	
懇親会	<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加	FAX	

## 会場のご案内

### かながわ県民センター (1501会議室)

- 所在地：横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
- 交通：JR線・東急東横線・京浜急行線・  
相模鉄線・市営地下鉄線  
「横浜駅」西口より徒歩5分
- 電話：045-312-1121(代表)



## お問合せ先



司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所

**リーガルエステート**

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川三丁目5番地4  
Tel.045-620-2240(平日9:00~18:00)  
Fax.045-620-2241  
E-mail : info@s-legalestate.com  
セミナー担当：根岸・岩田